

関係者各位

2026年2月14日

該 非 判 定 書

株式会社アートレイ
代表取締役 小森 活美



東京都杉並区高円寺北1-17-5
上野ビル4F
TEL:03-3389-5488

下記製品について、輸出貿易管理令別表第1の第1項から第15項における
判定結果をご連絡いたします。

記

貨物名	USB3.0カメラ
型番	ARTCAM-655KY-BW-USB3 (DS版を含む)
輸出貿易管理令 別表第1 判定項番	10の項(2) 非該当 10の項(4) 非該当
判定資料	項目別対比表 添付

- 本判定書は、最新(令和8年2月14日施行)の改正政省令に基いて発行されております。
- 輸出貿易管理令別表第2は対象外です。

以上

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応		(1 / 3)		貨 物 名：USB3.0カメラ	
別1項番		メーカー名： 株式会社アートレイ			
		型及び銘柄： ARTCAM-655KY-BW-USB3 (DS版を含む)			
		注 釈	判 定 欄	記 入 欄	
〔省令〕第9条 輸出令別表第1の10の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。			該 当 ○ 非該当 × 対象外 -	CCDセンサを搭載した USB通信タイプのカメラ	
三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの		告示貨物	【×】		
イ 宇宙用に設計した固体の光検出器		※	[-]		
ロ イメージ増強管		※	[-]		
ハ イメージ増強管又はその部分品		※	[-]		
ニ 宇宙用に設計していないフォーカルブレーションアレイであつて、 次の（一）及び（二）に該当するもの			【×】		
（一） 次のいずれかに該当するもの			【×】		
1 熱型でないフォーカルブレーションアレイで あつて、 次のいずれかに該当するもの			【×】	数値（	400-700nm）
一 要素素子が900ナノメートル超1,050ナノメートル 以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のいずれかに該当するもの			【×】		
イ 応答時定数が0.5ナノ秒未満のもの			[-]	数値（	）
ロ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの			[-]	数値（	）
二 要素素子が1,050ナノメートル超1,200ナノメート ル以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のいずれかに該当するもの			【×】	数値（	400-700nm）
イ 応答時定数が95ナノ秒以下のもの			[-]	数値（	）
ロ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの			[-]	数値（	）
三 要素素子を二次元に配列したものであつて、 それぞれの要素素子が 1,200ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの			【×】	数値（	400-700nm）
四 要素素子を一次元に配列したものであつて、 それぞれの要素素子が1,200ナノメートル超 3,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、 次のいずれかに該当するもの （ゲルマニウムのみを用いた要素素子を有するものであつて、 要素素子の数が32以下のものを除く。）		除外	《-》	数値（	）
イ 要素素子の配列方向を基準とする要素素子の縦横比が 3.8未満のもの			[-]	数値（	）
ロ 同一要素素子内に時間遅延及び積分機能を有するもの			[-]		
五 要素素子 を一次元に配列したものであつて、 それぞれの要素素子が 3,000ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの			[-]	数値（	）
六 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のイ及びロに該当するもの			【×】	数値（	400-700nm）
イ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 760ナノメートルを超える波長における最大放射感度が 10ミリアンペア毎ワットを超えるもの			【×】	※電荷増倍を行うように設計及び 改造していないため非該当 数値（	）
ロ 要素素子の数が32を超えるもの			【○】	数値（	5,054,448）
2 要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカルブ レーションアレイであつて、それぞれの要素素子がフィルタ ーのない状態において、8,000ナノメートル以上 14,000ナノメートル以下の波長範囲で感度を有するもの			[-]	数値（	）

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応 (2 / 3)

別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 10－（2）光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品 又は光検出器を用いた装置 （2及び15の項の中欄に掲げるものを除く。）	注 釈	判 定 欄	記 入 欄
〔省令〕第9条 輸出令別表第1の10の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。			該 当 ○ 非該当 × 対象外 －	
三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの				
二 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであつて、 次の（一）及び（二）に該当するもの				
（一） 次のいずれかに該当するもの				
（二） 次のいずれかに該当するもの				
1 白金シリコンを用いたものであつて、 素子の数が10,000未満のもの			〔×〕 〔－〕	数値（ ）
2 イリジウムシリコンを用いたもの			〔－〕	
3 アンチモン化インジウム又はセレン化鉛を用いたもの			〔－〕	数値（ ）
であつて、素子の数が256未満のもの		ひ		
4 砒化インジウムを用いたもの		※砒	〔－〕	
5 硫化鉛を用いたもの		ひ	〔－〕	
6 砒化インジウムガリウムを用いたもの		※砒	〔－〕	
7 テルル化水銀カドミウムを用いたスキャニングアレー			〔－〕	
であつて、次のいずれかに該当するもの				
一 同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有していない ものであつて、素子の数が30以下のもの			〔－〕	数値（ ）
二 同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有するもので あつて、素子の数が2以下のもの			〔－〕	数値（ ）
8 テルル化水銀カドミウムを用いたステアリングアレー			〔－〕	数値（ ）
であつて、素子の数が256未満のもの				
9 砒化ガリウム又は砒化アルミニウムガリウムを用いた量子 井戸フォーカルプレーンアレーであつて、 素子の数が256未満のもの		ひ ※砒	〔－〕	数値（ ）
10 熱型フォーカルプレーンアレーであつて、 素子の数が8,000未満のもの			〔－〕	数値（ ）
11 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれのの 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、 要素素子の数が4,096以下のもの			〔－〕	数値（ ） 数値（ ）
12 要素素子を二次元に配列したものであつて、それぞれの 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、 一方向の最大の要素素子の数が4,096以下であり、 かつ、すべての要素素子の数が250,000以下のもの			〔×〕	数値（ 400-700nm ） 数値（ 2,456 ） 数値（ 5,054,448 ）

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

$$(3/3)$$

別１項番	次に掲げる貨物であって、 経済産業省令で定める仕様のもの １０－（２）光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品 又は光検出器を用いた装置 （２及び１５の項の中欄に掲げるものを除く。）		注 釈	判 定 欄	記 入 欄
[省令]第９条　輸出令別表第１の１０の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。				該 当 ○ 非該当 × 対象外 －	
三 光検出器又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの					
ホ 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレイであって、 次のいずれかに該当するもののうち、二に該当するもの以外のもの （一）熱型でないフォーカルプレーンアレイであって、 次のいずれかに該当するもの	告示貨物		[×]		
１ 要素素子が９００ナノメートル超１，０５０ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものであって、次のいずれかに該当するもの 一 応答時定数が０．５ナノ秒未満のもの 二 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものである、 最大放射感度が１０ミリアンペア毎ワットを超えるもの			[×	数値（	４００～７００nm
２ 要素素子が１，０５０ナノメートル超１，２００ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものであって、 次のいずれかに該当するもの 一 応答時定数が９５ナノ秒以下のもの 二 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものである、 最大放射感度が１０ミリアンペア毎ワットを超えるもの			[×	数値（	４００～７００nm
３ 要素素子を二次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が １，２００ナノメートル超３０，０００ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの			[×	数値（	４００～７００nm
４ 要素素子を一次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が １，２００ナノメートル超 ３，０００ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの （ゲルマニウムのみを用いた要素素子のみを有するものであって、 要素素子の数が３２以下のものを除く。） 一 要素素子の配列方向を基準とする 要素素子の縦横比が３．８未満のもの 二 同一要素素子内に時間遅延及び積分機能等を有するもの			[—]	数値（	)
５ 要素素子を一次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が ３，０００ナノメートル超３０，０００ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの			[—]	数値（	)
６ 要素素子が４００ナノメートル超９００ナノメートル以下の波長範囲で 最大感度を有するものであって、次の一及び二に該当するもの 一 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、 ７６０ナノメートルを超える波長における最大放射感度が １０ミリアンペア毎ワットを超えるもの 二 要素素子の数が３２を超えるもの			[—]	数値（	)
（二）要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカルプレーンアレイ であって、それぞれの要素素子がフィルターのない状態において ８，０００ナノメートル以上１４，０００ナノメートル以下の波長範囲で 感度を有するもの			[—]	数値（	)
七の二 第三号ニ又はホのいずれかに該当するフォーカルプレーンアレイのために 特に設計した読み出し集積回路（民生用の自動車の ために特に設計したものを除く。）	]除外		[×	《—》	

作成年月日 2026年2月14日

作成責任者

会社名 株式会社アートレイ

所属・役職 技術部

(フリガナ)

氏名 小川 亮

電話 03 (3389) 5488 (代表)

内線



*告示貨物＝貨物等省令第9条第三号イ、ロ、若しくはホ

※印の項目の判定欄が[○]である場合は、その項目別対比表も作成すること。

